

平成29年度 秋田市チャレンジショップ出店者募集要領

秋田市では、小売業やサービス業を始めてみたいかたに中心市街地の空きテナントを提供する「秋田市チャレンジショップ」を実施いたします。

経営指導やイベント企画などのサポートを受けながら実践の中で経営のノウハウを習得し、出店者が独立開業できる力を身につけられるよう市がお手伝いします。

「自分の店を持って商売してみたい」「趣味や特技を活かしてお店を始めてみたい」という夢をお持ちのかた、その第一歩をチャレンジショップでスタートさせてみませんか。意欲あふれる皆さんのご応募をお待ちしています。

なお、出店場所は3月下旬に決定する予定です。出店場所が決まり次第お知らせいたします。

1 事業概要

事業名	秋田市小売業等チャレンジ支援事業
店舗名	秋田市チャレンジショップ
出店場所	中心市街地区域内の商業施設 ※決定次第お知らせします。
募集業種	小売業、小売機能を有する卸売業、生活関連サービス業（飲食業、風俗営業は不可）
募集区画	4区画（1区画2坪程度）。1者の使用は2区画まで
賃借料	1区画当たり10,000円（30日単位）
事業期間	平成29年4月～平成30年3月

2 応募資格

出店者の要件は、次の各号のすべてに該当するかたとします。

- (1) 秋田市に住民登録がある20歳以上のかたとし、住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 秋田市内でこれから事業を始めようとするかた（第二創業も可）又は創業してから5年未満であること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 賃借料とその他経費負担

- (1) 賃借料は、1区画当たり10,000円（30日単位）とし、応募状況に応じて最大2区画までの使用を認めます。賃借料は、市で発行する納付書により、使用開始日の前日までに納付していただきます。

- (2) 光熱水費について、電気および水道の使用料金は市で負担します。
なお、電化製品の使用は事前承諾が必要です。
- (3) 電話やインターネット等の回線の引き込み、店舗用ディスプレイ・什器等に係る費用は、出店者の負担になります。
- (4) ごみの処分や駐車場に関する費用は、出店者の負担になります。

4 運営体制

- (1) 出店者は、他の出店者と互いに協力していただきます。
- (2) 各自および共同で積極的に集客・販促等を行っていただくほか、合同イベントを実施する際には、企画・運営をしていただきます。
- (3) 定期ミーティングおよび勉強会、市が主催するセミナー等に参加していただきます。
- (4) 経営指導サポートに活用するため、月報を提出していただきます。

5 注意事項

以下について遵守することとし、改善が見られない場合は退店していただきます。

- (1) 食品販売は可能ですが、区画内での食品製造はできません。
- (2) 許認可が必要な業種・事項は、出店前に取得してください。
- (3) 騒音・悪臭・振動等、近隣のテナントの迷惑となる行為を禁止します。
- (4) 内装の変更は、テナント管理会社が承諾する範囲とし、事前に市の承認を得てください。また、退店時は原状回復をしていただきます。
- (5) 発生したごみ（可燃物・不燃物・ビン・缶・その他）は、出店者が責任を持って管理し、処分してください。
- (6) その他、テナント管理会社が定める規則や指示事項に従っていただきます。

6 応募方法

以下の応募用紙に添付書類を添えて、4月3日（月）から4月17日（月）までに秋田市産業振興部商工貿易振興課へ、持参又は郵送により提出してください。

持参の場合は、土曜および日曜を除く、午前8時半から午後5時まで受付いたします。

- (1) 秋田市チャレンジショップ出店申込書（様式第1号）
- (2) 住民票の写し（発行後3か月以内。コピー可）
- (3) 市税完納証明書（発行後3か月以内で、市税に滞納がないことを証明できる別の証明書等でも可。コピー可）

(4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 2 号）

※様式第 1、2 号は、秋田市産業振興部商工貿易振興課ホームページまたは秋田市創業支援ポータルサイト「アキチャレ」からダウンロードするか、下記問合せ先から入手してください。

7 出店者の決定と追加募集

応募締切後、4 月下旬に面接審査を行います。日時、場所等の詳細は後日ご連絡いたします。

- ・面接審査のうえ出店者を決定し、応募者全員に「可」「次点」「否」を通知します。
- ・空きが出た場合は、「次点」であったかたを優先して出店交渉を行います。なお、該当者がいない場合は、随時募集していきます。
- ・2 区画の希望であっても、応募状況により、決定は 1 区画になる場合があります。
- ・出店が決定したかたは、秋田市と出店に関する転貸借契約を締結していただきます。

【申込み・問合せ先】

秋田市産業振興部商工貿易振興課

電話 0 1 8 - 8 8 8 - 5 7 2 9 （土曜・日曜・祝日を除く）

持参の場合：秋田市役所 3 階

郵送の場合：〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号